

# 中世における伊勢神宮内宮正殿の構造について

丸 山 茂

以前筆者は、中世の外宮正殿、内宮荒祭宮を始めとする諸建物を復原検討したことがあるが<sup>(1)</sup>、その際、内宮正殿については説き及ぶことができなかった。福山敏男博士は論文「伊勢神宮の建築とその歴史」の中で、中世の内宮正殿についても建物部材を伝える史料のあることを紹介されている<sup>(2)</sup>。記載されている部材量が一部分であるので、福山博士は主要な部材名のみを紹介されて建物の復原は行なわれていないが、筆者のかつて行なった中世の外宮正殿の復原と対照すれば、中世の内宮正殿についてもある程度の復原が可能であるとの見通しを得た。小論では、中世末の内宮正殿についてその復原を行い、あわせて構造の特色を検討したい。

## 一 史料「太神宮正殿御材木尺寸法庭作定」について

内宮正殿の部材を含む史料は『外宮殿舎寸法頭工等引付』あるいは『外宮殿舎井内宮風宮寸法頭工等引付』などと題されるもので、内宮正殿の他に、外幣殿（嘉祿二）、瑞垣御門（文永九）、外宮東宝殿（康

永三）その他を含む編纂物である<sup>(3)</sup>。しかし内宮正殿については年代の記載がなく、福山博士も中世最後の造営となった「寛正度造営までの、古代の伝統を受継いだ正殿の構造形式を知る史料」とされるのみで、年代については判断されていない。同書に採録された他史料の年代より推して、中世末と推定する以上は現状では難しい。

正殿の部材記載は「太神宮正殿御材木尺寸法庭作定」あるいは「正殿御材木尺寸法庭作定」と頭書され<sup>(4)</sup>、その下に「三頭方」と記す。この史料は、一頭、二頭、三頭の三集団が共働して正殿を作るうちの、三頭の担当部分についてその部材名と数量、寸法を記している。福山博士が「この注文中に記す部材の員数は全体の三分の一ほどになるわけである」と記されているように、「外宮正殿庭作日記」の場合とは異なり、完全な部材リストではないことに注意せねばならない。史料はその始めに一頭二頭三頭の担当について次のように記している。

一東二間、南面脇東の方、一頭の役。南面の脇西の方一間、西二間

南の方、北一間西の方、二頭の役なり。北の方二間、西一間ハ、三頭役なり

以上壁を入れる、事なり

一にノけた。東式間ハ、一頭三頭の役なり。西一絃南の方ハ、二頭の役なり。西いま一間は、三方より合ひて勤仕するなり。

大床。南面、ならひに東西ハ、一頭二頭の役なり。北方は、三頭役なり。

(句読点および漢字は執筆者が補った)

以上から三頭の担当を列挙すると、壁は北面の中央と東側および西面の北側の計三間、「にノけた」すなわち妻壁は、東二間を一頭と共同で行ない、西面の北は全員で行なう。大床は北側を三頭が担当する。それぞれの担当が入り組んでいるので、仕事のしやすい分担とは必ずしも言えない。さらに適切な切り方と解釈があるかもしれない。とりあえずこの分担に即して三頭の部材が列挙されていると考える。

## 二 部材について

表は、中世の外宮正殿の部材を記載した「外宮正殿庭作日記」<sup>(6)</sup>と今回の中世の内宮正殿の史料を対照できるように表としたものである。前者には部材の全数がでているので、必要数に対して三頭がどの程度を分担しているかを概略知ることができる。ここで当然のことながら、全数を三頭で担当している部材のないことを確認しておく。

まず部材の名称について見てゆくと、外宮正殿には記載されていて

内宮正殿に欠けるものに「棟の木」「覆」「かぶき」<sup>(7)</sup>「まぐさ」「御戸の板」「はしまめ」「てう」「棟もちのそえはりけた」「と」と、前階に関する部材がある。これらの多くの部材は存在しないとは考え難いので、担当外のため記載から漏たのであろう。高欄の「と」(斗)については、「かうらのたたり」(斗束であらう)に含まれているのかもしれない。また逆に、内宮正殿にはあり、外宮正殿に欠けるものに、「宗なはさみ」「せひ木」「御戸のうへのこかへ板」「かうらのつか柱」「かうらのませき」「うたつそいの木」「さすそいの木」「御はしのなけし」がある。「うたつそいの木」(宇立副木)と「さすそいの木」(扱首副木)は、妻の宇立と扱首に添わせる細い木と考えられ、御鏡形の構成が幾分異なっていることを示している。「かうらのつか柱」は寸法から見て込みたたらのようなものである。「かうらのませき」は一丈五尺にも及ぶ長大で細い部材であり、部材の隙間を塞ぐようなものである。いずれにしても高欄の意匠や細部が若干異なっていることを示しているかもしれない。「御戸のうへのこかへ板」は、外宮正殿では、「かへ板」の中に含まれているのであろう。「宗なはさみ」<sup>(8)</sup>は棟周辺の、「せひ木」は「うはけた」と「御板敷の板」の間に挟まれて記載されるので床周辺の部材と想像されるが、ともに現段階では用いかたが不明である。両宮の多数の部材の中で相違の想像できる部材は上記のようにごく僅かで、その他は名称が異なっても寸法や意味から対応の想像できるものが圧倒的である。このことから、両正殿の構造や形式がそれほど著しく異なるものではないことが想像できよう。

表 「太神宮正殿御材木尺寸法庭作定」と「外宮正殿庭作日記」の部材対照表

外宮正殿	内宮正殿	数量	長	広	厚	径	
御むなもち	御棟持の柱	2 1	350 335			27 25 *	本の口、末の口22
かべはしら	壁の柱	10 3	238 235			22.5 22 *	本の口
うつぱり	うつぱり	4 1	200 205	8.5 8 *	7.5 7 *		口七八寸
長けた	けた	4 1	262 296*	8.5 8 *	7.5 7 *		ほそを加へたる定、口七八寸
みじかけた	けた	4 1	159 184*	8.5 8 *	7.5 7 *		ほそを加へたる定、口七八寸
棟の木			421				
うだつ	うたつ		80 80*	10.5 8	4.5 4.5		肩まで、根より上の爪100
いのこさす	いのこさす	8 3	113 130*	8.3 7	4.5 4.5		根より上の爪
むかうさす	むかうさす	2 1	110	4.5	4	3.5	
五ぎやうのいた	か、みかたのいた		32 35 34	8 6.5 6.5	1.5 1.3 1.3		縦板 横板
さすお、い	さす覆の板	4 2	130 142	8.5 9	1.5 1.2		
めどの板	垂木のまふさきの板	6 2	103 150	12	2		
にけた	にノけた	11	*	14	1.2 1.3		長さ同じからす
ちぎ	ちき	2	379 365	8.6 8.3	5.6 5.5		◎ (後記)
ぶちかけ	ぶちかけの木	6	40 43	3 3 *	3 3 *		本口、末の口2.5
垂木	垂木	70 29	208 201	4 3.3	4 3.3		目杵の穴17、木尻の下50、垂木の中墨より一尺配り
萱覆	萱蓋	2	210 150	4.5*	4.7*	4.5	たて4.7、上端4.5
さうの板	さうの板	4 1(3)	546*	20.6 22	4 3.5		継ぎ合せたる定、千木の外端より40
ぬき木	ぬき、	3	50	4.5 4.5	4 3.5		
覆		2	537	22	4		
かつを	かつほ	9 3	90 90			26 24 *	中口、端の口18
なげし	ゆきのなげし	2 1 1	346 256 134	17 13 * 13 *	9 8.3* 8.3*		よりは13、たては8.3 よりは13、たては8.3

つまの長押		2	210	17	9		
よせしきゐの板 内なけし* そとのよせさら*	20	3 3	120	16 11.8 11.8	2.5 2.5 2.5		よせさら うしろ三間
かへ板 かへ板		36*	105*				数不定、板広によるへし、 行の板105あるひは110
板敷の板 御板敷の板		12*	176 180	*	2		数不定、広同しからず
つか柱 御板敷のつか柱	12	4	110 75*			10 8.5	根加へての定
つまのしきけた したけた	4	2	176 178	4.8 5 *	6 6 *		口五六寸
ながしきけた うはけた	3	1 1	309 244 122	4.8 5 * 5 *	6 6 * 6 *		口五六寸 口五六寸
かぶき		2	156	14	8		
まぐさ				3.5	2		
ねずはしり ねずはしり		1	105	3.2 3	2 2		
はうだて わき柱*	2	1	66 104	15 3	2 2		へいちくの事なり
御戸の板		2	78		3.4		
はしまめ				2.6	2.2		
てう				5	2.6		
大床の束柱 かうらんのつか柱	12	7	90 70			7 8	
大床かのけた かうらむのなけし		3	*	7.2 7.2	4 3.5		長さ122or147or179
つまの大床のけた			288	7.2	4		
はりけた かうらんのしきもち		5	45	3 3	4 3.5		
すさし すさし		2	65	3 3	4 3.5		
棟もちのそえはりけた			61				
すのこ かうらんのすのこ		17	*	5 4.3	4 3.6		長さ176or140or130
みづひきの板 かうらむのあおりの板		3	160 *	8 7	1 1		長さ201or201.5or187or157
つまのミづひき			144	8	1		
かうらんのつちい かうらむのつちひ		3	170 *	7.2 7.2	4 3.5		長さ209or187or122or149
平げた かうらんのひろけた		3	186 *	7.2 7.2	4 3.5		長さ209or187or122or149
うまのかうらんの平げた			155	7.2	4		

ほこ木 かうらむの丸けた	3	189 *			3.5 3.3	長さ205or188or121or159
つまのかうらんのほこ木		157			3.5	
かうらんのたゝり かうらんのたたり	7	205	5.5 *	5.5 2		上の脇の口4.1、中の口4.5、 下の口5.5
と			4.5	4.5		
れんしのこ かうらんのれんしの子	32	60 147	1.3 1.3* 1.3*	1.3 1.3* 1.3*		いけ口 いけ口
橋の下げたのつかばしら 御橋のつか柱	1 1	65 45			6.5 6.5	
御はしのけた 御橋のしたけた	1	115 115	9 9	10 4.5		中の
みはしの子 御橋のしき板*	10 3	155 153	11 11	5 3.5		
御はしのおとこはしら		46	12	12		
御はしのつちい		106	7.8	7.5		
御はしのかうらんのひらげた		106	7.2	3.6		
御はしのほこぎ		110			3.2	
御はしのかうらんのたゝり	2					
かな物						
宗なはさみ	1	150				
うたつそいのき	1	77	2.5	1.3		
さすそいのき	1	109	2.5	1.3		
せひ木	8	8	5	2.5		脇より上三寸、脇より下四寸
かうらんのつか柱	7	9	5.5	5.5		上下の根各々2
かうらんのませき	2	150	3.5	2		
御はしのなけし	1	143	9	5		
くれ	100					
御戸のうへのこかへ板	1					

◎軒53、爪の長さ14、組手より下192、組手より上165、萱蓋の内より7.3

### 三 小屋と床の構造

筆者が以前、中世の外宮正殿について「外宮正殿庭作日記」からその構造を復原した時に得られた主要な知見は、次の二点であった。一つは床を支える構造が、柱で荷重を負担せずに、柱に添わせて束を立て、その上に渡した桁で床を支える、古風な形式であったこと、また一つは屋根を支える小屋の構造が、妻と内部をとわずに梁上に豕扱首を立て、向扱首という筋違いで振れを止めるといふ、特殊な形式であったことである。内宮正殿についても同様であるのかどうか、まず考察してみる。

小屋の構造の部材としては、「うだつ」が一本「いのこさす」が三本「むかうさす」が一本ある。「いのこさす」は「一本ハ山作にて一とう方へやる」とある。三頭の妻の担当は「にノけた」の分担から東二間を一頭と共同で行なうことが知られる。一頭三頭共同で少なくとも三本の「いのこさす」があるので、二本の「いのこさす」が東妻に用いられるとしても、残りの一本は中の梁の上に用いられるとして良いであろう。<sup>(9)</sup>すると、妻だけでなくすべての梁の上に豕扱首が立てられ、「むかうさす」を用いて振れ止めをするという、中世の外宮正殿と同じ小屋の構造となろう。中梁に丸物を用いてむくりがあるかどうかは、記載の「うつばり」一本の位置が中か妻か確定できないので不明とせねばならないが、かつて中世の諸殿舎を復原した時に、中梁の上に豕扱首を立てる小屋では梁がすべて水平であった。

つぎに床の構造であるが、三頭の材料として「御板敷の板」が三分の一相当記載されているらしく、<sup>(10)</sup>床についても一頭二頭三頭が分担しただろう。従って、この史料に現れていない床に関する部材はないと考えたい。床を支えることに関係する部材は、「御板敷のつか柱」「したけた」「うはけた」および「せひ木」の他はないと考えられる。

三頭の用材として記載された「したけた」二本と「うはけた」二本（継いで一本とし桁行いっばいの寸法となる）については、それだけでもそれらを柱にほぞ差にして交点に束を立てれば床をはることが可能である。しかし史料に記載される部材で全数との対応が明らかなのは、すべてその二倍から四倍を全数としているので、三頭の部材だけで総てをまかなうのは、適当でなからう。また、梁間方向に二通り桁行方向に一通りを渡したとしても、「御板敷のつか柱」四本を立てる適当な位置がないし、その上に敷く「御板敷の板」を端部で支える貫や板掛けの部材が存在しないので床を支えることはできないだろう。史料の部材から中世の床構造は現状の床構造とは異なることは確認されよう。

ここで、「せひ木」は用法が不明であるのでまず除外して考えると、「御板敷のつか柱」が四本あり、全数は少なくともその二倍の八本以上はあろうから、「したけた」と「うはけた」の交点以外にその端部にも立てる方式が考えられる。中世の外宮正殿と同じような柱と独立に束で床を支える形式である。ただ、部材数が一部であるので、「したけた」と「うはけた」の総ての位置を想定することはできない。桁

行に四本以上、五本あるいは七本「うはけた」を渡したかもしれない。しかし、部材数が全数の三分の一前後ということを考えれば、「御板敷のつか柱」が三倍の十二本、「したけた」が二倍の四通り、「うはけた」が三倍の三通りというのも想像できない数ではない。これは、中世の外宮正殿と同じ数である。

次に「せひ木」を用いた場合を考えてみる。この材料は偏平な部材であるので柱に釘で打ちつけて「したけた」や「うはけた」を支える用い方がまず考えられる。すると外周の柱筋周辺では「せひ木」で「したけた」や「うはけた」を受け、中央に渡される桁はその交点と端部を「御板敷のつか柱」で支えることとなる。この場合、「したけた」や「うはけた」を柱間ごと(11)に渡すので一部は切り使いとなる。この技法であれば中央に渡される桁の端部も「せひ木」で支えた方が考え方が一貫するが、それでは「御板敷のつか柱」が二本で足りてしまう。また、「せひ木」を同様に柱に打ちつけて、壁際の板敷の転び止めとする用法も考えられる。しかしこの場合は「せひ木」がおそらく八本で足りてしまうので、三頭分(12)で全数をまかなってしまい問題が残る。

福山敏男博士は「せひ木」に「蟬木」の字を宛てておられる。これは『内宮長暦送官符』や外宮の『正中御飭記』『貞和御飭記』の「蟬形木」を意識されてと想像する。『正中御飭記』では「蟬形木」は高欄の項に記載されており、(13)『嘉元二年内宮送官符』では「正殿下蟬形木」と記す。打たれる金具の個数から「蟬形木」の数は二十四で『貞和御飭記』にはその特殊な形状を載せている。用いられる場所から「せひ

木」と「蟬形木」は同一の可能性があるが、用法の推定はやはり困難である。後考を俟ちたい。なお、「せひ木」と「蟬形木」が同一であれば、「蟬形木」は内宮外宮ともに用いられているので両者の構造の類似を示していることになろう。

以上、床について考察したのであるが、「せひ木」で床を支える用法を推定することが難しいので、小論では「せひ木」を用いない図を掲げる。

#### 四 細部の構造

##### ○ 規模

史料はその冒頭に正殿の規模について次のように記している。

- 一 高地の上より一丈七尺八寸
- 一 板敷の上より一丈二尺うつはりのしたはの定
- 一 ゆきの間一丈二尺二寸妻九尺
- 一 東西の宗木 けたの軒五尺二寸
- 一 垂木のこしりのなかさのき五尺二寸

けたのそとはより うつはりの軒一尺五寸  
おふゆかの軒五尺柱のなかすみよりひらけたのなかすみまで四め  
んとうせん

桁行の柱間は一丈二尺二寸、梁間の柱間は九尺である。高さは地表より、おそらく梁の下端まで一丈七尺八寸、板敷の上から梁の下端まで一丈二尺、すると地表から板敷の上までは五尺八寸となる。高欄の出

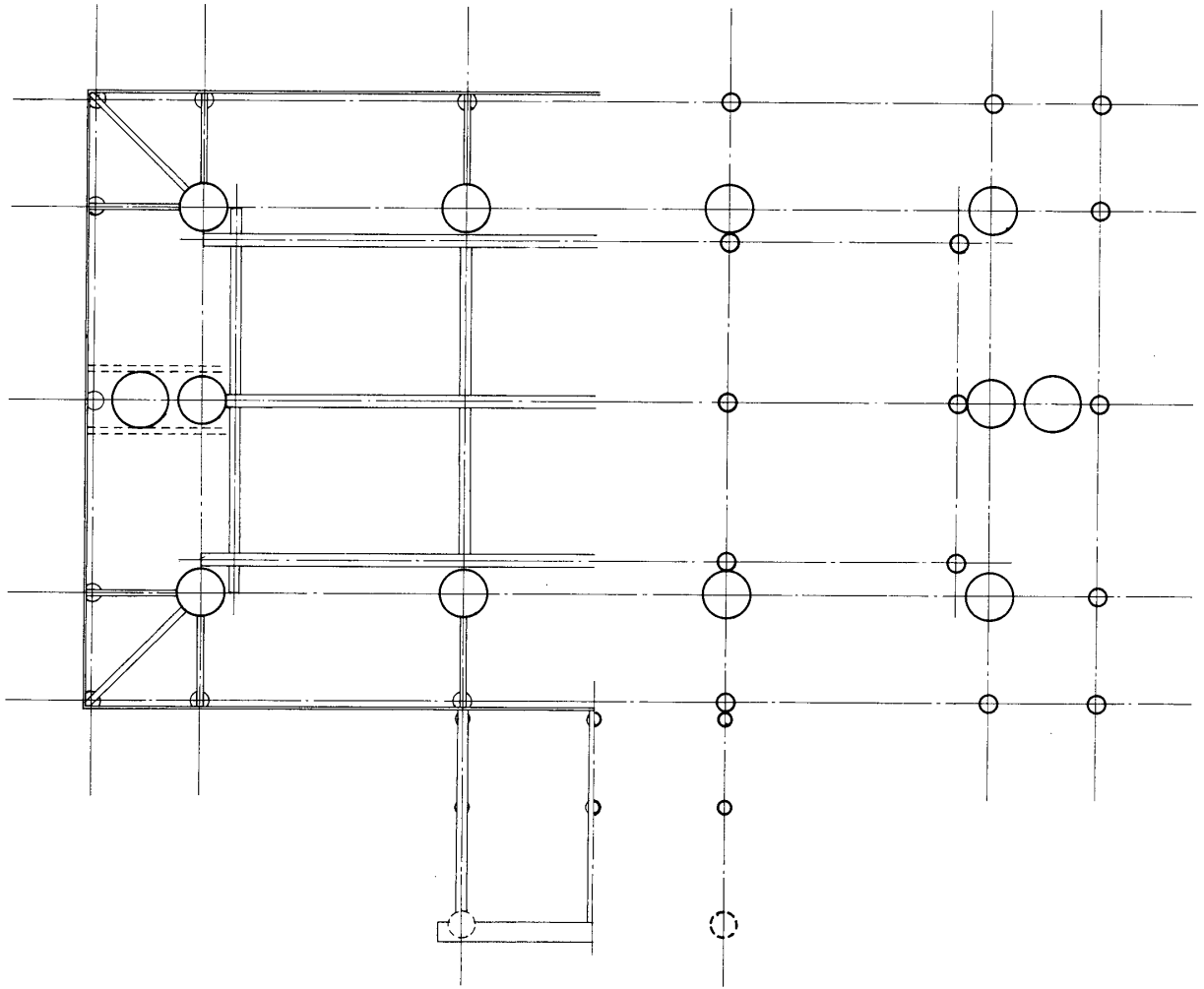


图1 床伏图



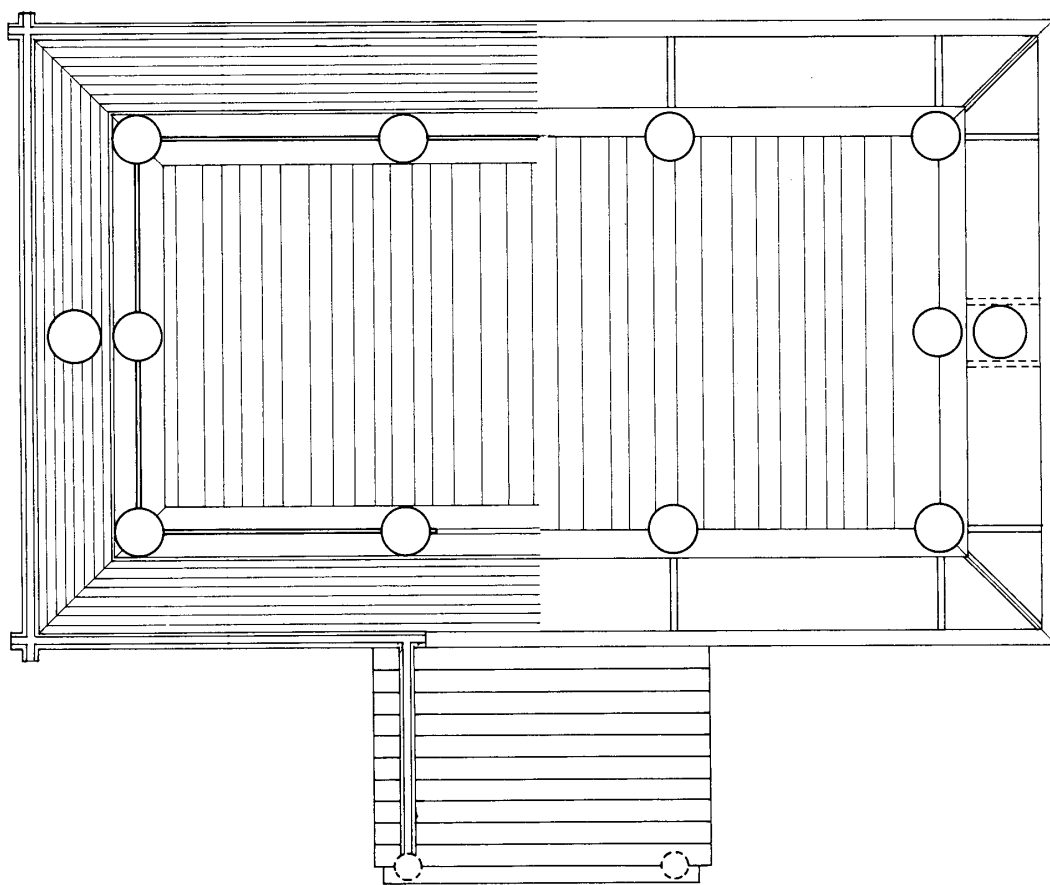


図2 平面図及び床伏図

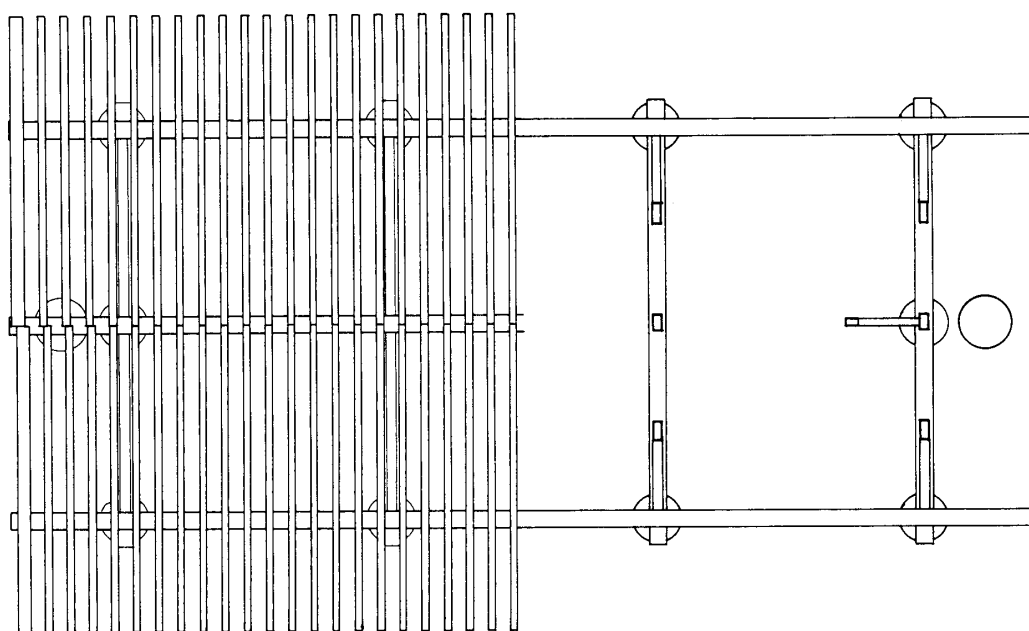


図3 小屋伏図

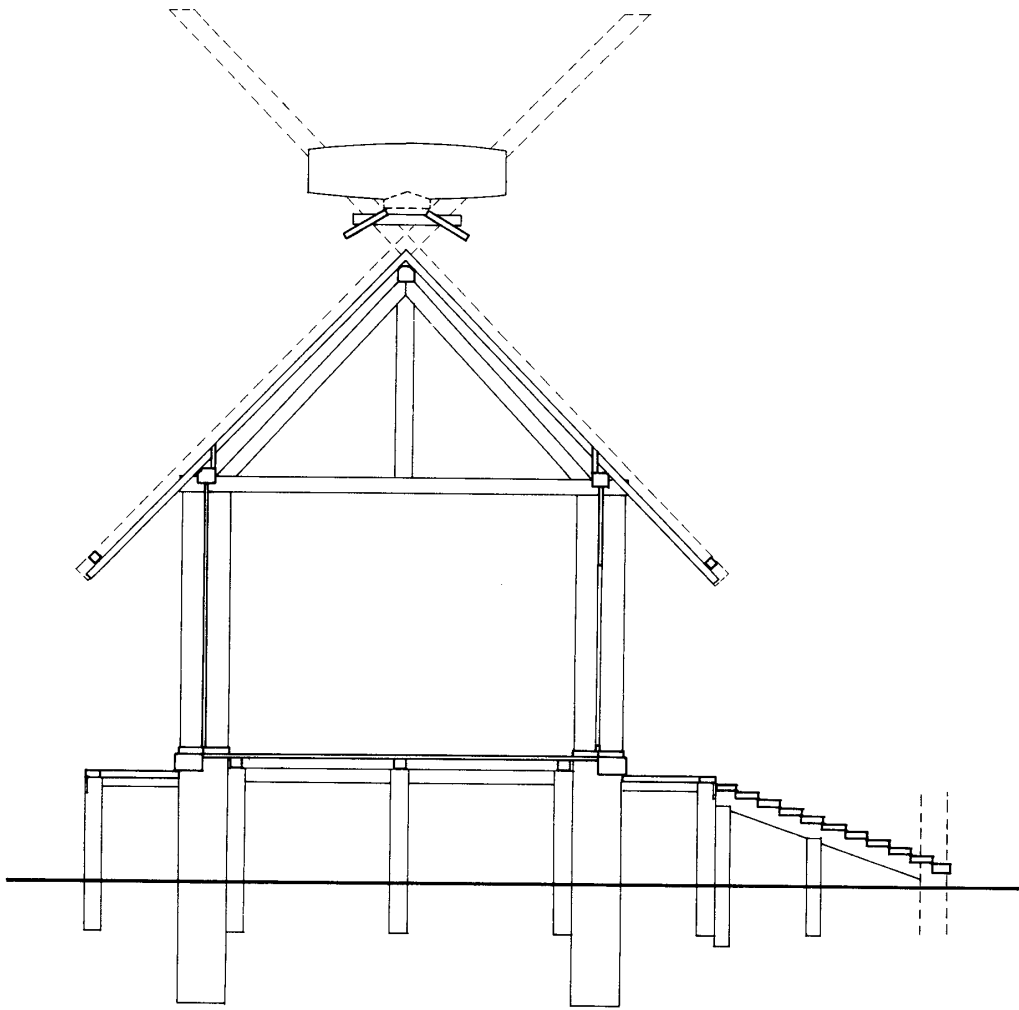


图4 梁间断面图

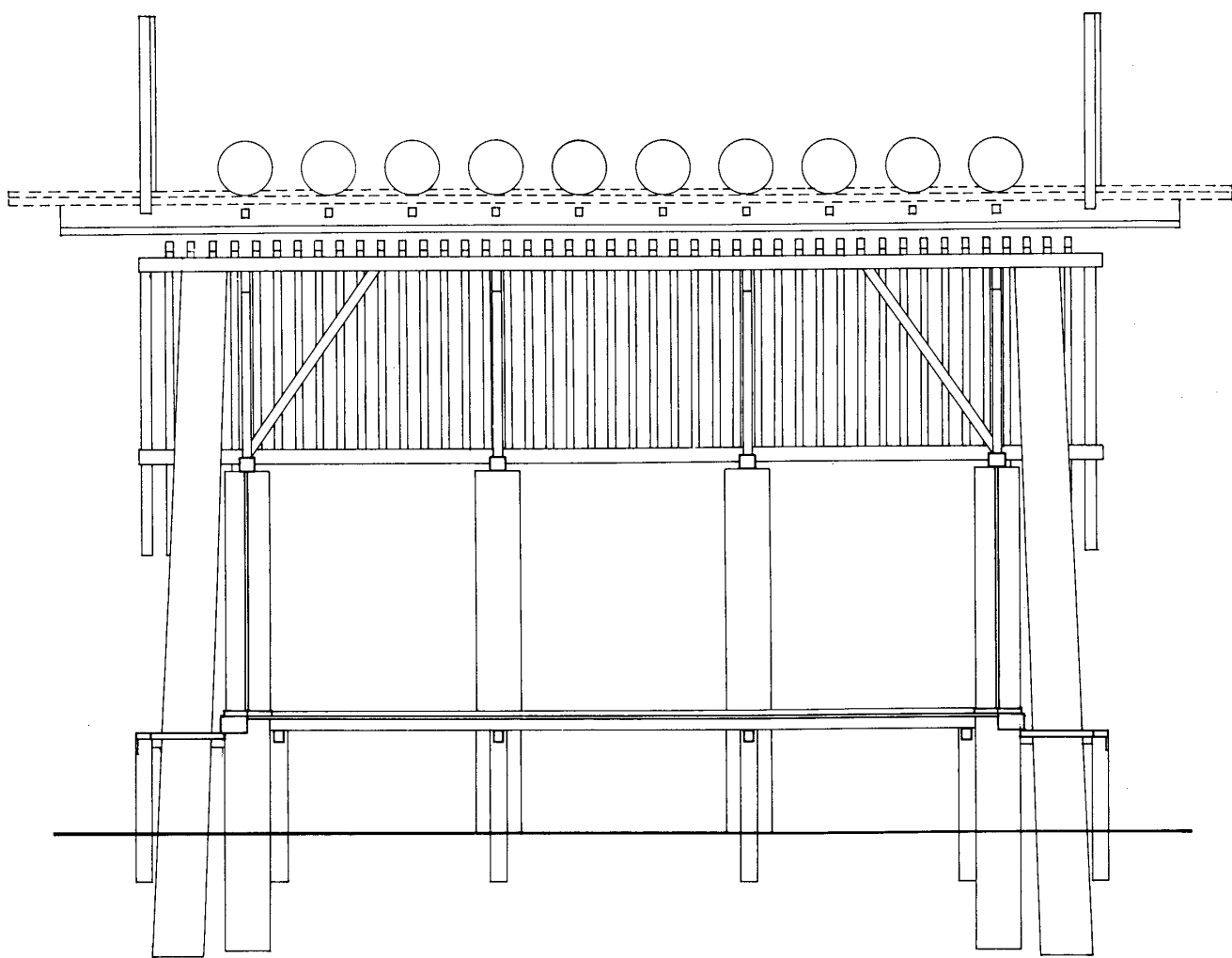


图5 桁行断面图

は柱芯と高欄の芯で四面とも五尺である。

○ 地表面の柱および束の位置

「壁の柱」および「御棟持の柱」の位置は通例通り。

「かうらんのつか柱」の位置については、三頭が北の「大床」を担当して「かうらんのつか柱」が七本ある。北東と北西のすみを除けば各柱筋とその中間に立てて七本となるが、三頭の部材には「すさし」（隅扱首）も含まれているので隅を除くことは考え難い。また中間に立てると「かうらんのつか柱」に渡して「かうらんのすのこ」を支える「はりけた」の、建物側の受けの部材がない。「かうらんのつか柱」と「はりけた」を各一本余してしまうが、ここでは柱筋のみに「かうらんのつか柱」を立てると考える。前階のささら桁を支える「御橋のつか柱」は長短二本あり、長い方は「かうらんのつか柱」とほぼ長さが等しいので、一方は「かうらんのつか柱」に添わせて、短い方は中間でささら桁を支えるのであろう。但し、ささら桁の「御橋のしたけた」に「中の」とあるので、三頭の「御橋のつか柱」は中央の「御橋のしたけた」の下に立てられるのであろう。

板敷下の「御板敷のつか柱」の位置は、前述のように不明な点が多いが、図のようにとりあえず配置する。

○ 板敷と大床の簀子を支持する部材

板敷を支える「したけた」と「うはけた」は、「口五六寸」の寸法のどちらを高さとするか不明であるが、古代中世の校倉の床構造のように「したけた」を束柱の頭貫とし、「うはけた」は台輪のように平に渡したのかもしれない<sup>104</sup>。

大床の支持は「かうらんのしきもち」を「かうらんのつか柱」と柱の間に渡して、簀子を受ける。「かうらむのなけし」と「かうらむのあおりの板」は、「かうらんのつか柱」同志を連結する。『寛正三年内宮神宝送官符』にそれぞれの隅に打つ脇金が記載されているので、大床の表面に出る部材であることが知られる。各部材の寸法が外宮とほぼ一致するので、外宮正殿の大床の納りと概ね同様であろうと考える。この史料には記載されていないが、妻の大床については棟持柱で簀子が切られて支えられないので、外宮正殿のような「棟もちのそへはりけた」が一頭二頭の部材に含まれているのであろう。

○ 床廻り

板敷はそれを支える「うはけた」が桁行方向の部材であるので、梁間方向に敷くこととなる。

○ 小屋および軒

「うつつはり」および「けた」は、「口七八寸」と記されている。中世の神宮の諸建物では桁と梁について一般に「広」を「厚」より大き

くしていること、荒祭宮の桁と風日祈宮の梁と棟で平に用いていることが知られるので、八寸を巾、七寸を高さと考ええる。また「うつはり」と「けた」の上下を明らかにする記載はないが、内宮では高さの記載で上限を桁下にとり、桁が梁より下となっている<sup>16)</sup>。外宮では高さの上限の記載を梁下としているので、梁が下と考えておく。垂木の桁への掛かり方は、「垂木のまふさきの板」(面戸板)の高さが一尺二寸あるので、桁の肩に小返し程度の掛かりとなろう。棟木は、三頭の部材に含まれていない。「寛正三年内宮神宝送官符」には、「棟端金」を長八寸一分八寸七分として本史料の桁寸法と異なる大きさになっているが、中世の神宮の建物で桁と棟の寸法が知られるものは同一としており、また『嘉元二年内宮送官符』『長曆送官符』でもほぼ同一としているので、『寛正三年内宮神宝送官符』に誤記があると考えて、棟木は桁と同一寸法としたい。豕叔首の勾配は、尻を桁の梁の組手の角に合わせ「うたつ」の梁上八尺の肩を通るようにすると四八度程度、垂木の勾配は四六度程度となる。誤差を含めればほぼ矩勾配としてよいだろう。垂木は『寛正三年内宮神宝送官符』から片流れ四四本で各柱間に十二本配る。

#### ○ 断面図

「さうの板」「ぬき」、「かつほ」および史料には現れていないが覆など、棟上部の部材の納りは不明なので、近世の例に従って位置を決めた。中世の荒祭宮ではうだつが棟木を突き抜けて覆を支えているの

で、近世のような「ひつか」「ひぬき」で支える形式は成立していないだろう。「ちき」の巾が、垂木と「萱覆」のせいの合計に近いので、垂木の下端と「ちき」の下端を合わせてある。扉廻りの部材は欠けるものがあるらしいが、「ねずはしり」が十尺五寸で正面中央の柱間内法いっぱいの長さがあるので、柱間全体を扉の開口としたことが考えられる。「わき柱」の長さは、一丈四寸五分と八尺一寸五分の二通りの記載がある<sup>17)</sup>。ともに桁下には届かないので、欠けているかもしれない<sup>18)</sup>。こととなる。すると、一丈四寸五分ではたけ十尺余りの大きな扉がついていたこととなる。多くの本は一丈四寸五分とするが、ここでは八尺一寸五分をとりあえず採用する。この寸法でも柱間いっぱいの外開きであれば垂木と当たるので、内宮の扉は内開きとなる。

### 五 外宮正殿と比較した内宮正殿の特徴

#### ——まとめにかえて

まず全体で注目せねばならないことは、平面規模では内宮正殿の方が大きいにもかかわらず、高さでは外宮正殿が勝っていることである。内宮正殿は地上から一丈七尺八寸の高さに対して、外宮正殿は一丈八尺八寸と一尺高い。また、地表から床までは内宮正殿が五尺八寸に対して外宮正殿は七尺五寸であり、これは一尺七寸も外宮の方が床が高い。両者がまったく異なる比例を持っていたことが知られるのである。すなわち、外宮正殿は間口が内宮と比較して狭いにもかかわらず高さ

が高くしかも床が高いということは、内宮と比較して上方に聳える方向性があり、対して内宮正殿は横に広く全体の高さも低く床が低いので、地表にはりつく方向性があるということであろう。

次に軸部や部材の大きさについて検討してみると、柱、棟持柱、梁けた、小屋などすべての構造材において、外宮正殿の部材が一廻り内宮より勝っている。また、千木、堅男木、貫木などの裝飾部材や、長押、垂木などほぼすべての部材で外宮正殿が大きい。これは、内宮の繊細に対する外宮の粗野ということではなく、外宮正殿の方が立派であるということである。こうした違いは、いつから生じたのであろうか。外宮正殿については、『貞和御飭記』や『応永廿六年外宮神宝送官符』の金具から部材の大きさに余り変化のないことが想像される。

一方、内宮正殿については『内宮長曆送官符』『嘉元二年内宮送官符』『寛正三年内宮神宝送官符』からその変化の概ねを知ることが出来るが、次第に大きくなる傾向がある。すると中世を通じて外宮の方が木太く、それは、古代においてもそのような違いがあったかもしれない。

注(1) 「伊勢神宮再考」主に外宮正殿と延暦儀式帳について(『普請研究』一三三号)、一九八八。「中世伊勢神宮社殿についてのいくつかの問題」(『跡見学園短期大学紀要』二六集、一九九〇)。

(2) 福山敏男「伊勢神宮の建築とその歴史」(『神宮』所収、『福山敏男著作集』四に収録)、一九七五。

(3) 本史料は神宮文庫に管見では五五六四号「外宮殿舎并内宮風宮寸法頭工等引付」(度会常昭書写本、宝永七年)、六七七二号「外宮頭工引付」(度会智彦書写本、享保十五年)、六〇二三号「外宮殿舎寸法頭工等引付」(末矩書写本、天保五年)、

一一二四七号「同」(石部清直書写本、天保十年)、八一八九号「同」(荒木田守賀書写本、慶応四年)、六七七三号「同」(度会素彦書写本、明治四五年)、八〇〇一号「同」(蘭田守宣書写本、明治十一年)、八一九〇号「嘉祿二年記」(圖書寮本、大正一年)、八一九一号「外幣殿御材寸法」(臨時大神宮史編集部本、昭和四年)として所蔵されている。「度会常昭書写本」「末矩書写本」は、中西信慶所蔵の本の筆写であるが、中西信慶本は伝わらないようである。「度会智彦書写本」は「度会常昭書写本」の転写である。「石部清直書写本」は「大宮司殿御本」の筆写であるが「大宮司殿御本」は伝わらないようである。「荒木田守賀書写本」「度会素彦書写本」は「石部清直書写本」の転写である。「圖書寮本」「臨時大神宮史編集部本」は素とした本は不明である。内容は「度会常昭書写本」の系統と「石部清直書写本」その他の系統の二つがある。前者は内宮正殿の部材について二箇所掲載があり、その他に外宮東宝殿(康永三年)、外幣殿(嘉祿二年)、外宮一ノ鳥居(寛正三年)、瑞垣御門(文永九年)、内宮風宮(文明十一年)、その他をおさめる。後者は内宮正殿の部材の他に外幣殿(嘉祿二年)、瑞垣御門(文永九年)、外宮東宝殿(康永三年)、外宮一ノ鳥居(寛正三年)、その他をおさめる。記載の順序にも違いがあるが、内宮正殿の部材の記載については、細かい字句の異同を除いて同一である。

(4) 「大神宮正殿御材木尺寸法庭作定」と記すのは「度会常昭書写本」系統、その他は「正殿御材木尺寸法庭作定」と記す。

(5) 福山敏男氏は「にノけた」を妻の束と家扱首の間に嵌める板とされている(『神宮建築に関する史的調査』第五九回「荒祭宮正殿推定図」、一九四〇、『伊勢神宮の建築と歴史』と改題して復刻)。

(6) 福山敏男「外宮正殿庭作日記とその解題」(『瑞垣』一一三号、一九七七、『福山敏男著作集』四所収)。

(7) 「寛正三年内宮神宝送官符」(『続群書類従』)に「冠木端脇金」とある。

(8) 「宗なはさみ」は中世の荒祭宮にも用いられており、「棟挟二支、長サ一丈六寸、成七寸、三角なり」とある。(『内宮八箇請屋日記』、福山敏男「神宮建築に関する史的調査」三七八頁)。棟周辺に用いられ三角の部材であるので、棟の上に乗せて垂木を受けるような部材ではないか。

(9) 三頭で東妻二本と西妻北の一本の家扱首を総て担当することも考えられないではないが、妻の「か、みかたのいた」が一間分であり、家扱首の上を塞ぐ「さす覆の板」も二本であるので、少なくとも一本の家扱首は中梁の上と考えた。

(10) 「御板敷の板」は十二枚前後とある。巾一尺程度を考えれば桁行の三分の一位

となろう。

- (11) 現在の内宮正殿の床構造は、周囲柱筋に桁行を上貫を通し、中央の梁間に二本大引を掛けた上に、桁行に五本根太を渡している。
- (12) 板敷は梁間方向に張るので、妻側の柱の中央は両側面に二本、両端の柱は内側に一本、両妻で計八本となろう。工藤圭章氏によれば、正倉院宝庫では繰形のある小材を柱に釘止めて床板の柱際を支えているそうである（『古代建築の技法』、『文化財講座日本の建築2』所収、一九七〇）。
- (13) 渡辺寛「嘉元二年内宮送官符―解題と翻訳―」（『皇学館論叢』七二二、一九七四）。
- (14) 校倉では頭貫と台輪とともに梁間方向に渡しているようである。唐招提寺経蔵では桁行と梁間に頭貫を通し梁間方向にのみ台輪を渡している。中世の内宮・外宮のような構造があれば、ご教示をお願いしたい。
- (15) 荒祭宮 「けた四し（中略）弘サ七寸、たけ六寸」（『内宮八箇請屋日記』、『神宮建築に関する史的調査』三七六頁）。
- 風日折宮 「うつはりのせいしたは六寸、たけ五寸」「むねのきのせい（中略）したは六寸二分、たけ五寸五分」（『頭工引付』、『神宮建築に関する史的調査』三八〇、一頁）。
- (16) 『外宮正殿庭作日記』では、「なげしの上はよりけたの下はへ一丈一尺三寸」として、桁の下端を高さの基準としている。中世の外宮正殿が桁の上に梁を組んだことについては、「神宮の建築とその歴史」（『福山敏男著作集』四、一七六頁）。
- (17) 「度会常昭書写本」の系統の正殿の部材の再掲部分のみ、「八尺一寸五分」と記す。
- (18) 『嘉元二年内宮送官符』に「殿戸上下間」とある。

小論は平成二年度跡見学園特別研究助成費による研究の一部である。